

山形県入札監視委員会令和3年度第1回定例会議 審議事項の概要

- 1 開催日時 令和3年7月14日（水）13時30分～16時00分
- 2 会場 村山総合支庁本庁舎講堂
- 3 出席委員 委員4名（砂田委員長、青柳委員、梅津委員、古川委員）
- 4 県出席者 県土整備部部長、県土整備部次長、県土整備部整備推進監、関係部局職員など計27名

5 審議事項の概要

- (1) 抽出事案の審議について（対象期間：令和2年4月1日～令和2年9月30日）

① 抽出事案1

令和2年度村山地区ため池耐震性点検（その1）業務委託

【建設工事関連業務委託／指名競争入札／村山総合支庁産業経済部

農村計画課】

委員	低入札調査基準価格を下回っても適正な履行が確保できるということが確認できれば、価格がどんどん下がるということか。
県	低入札調査基準価格の下に失格数値基準がある。1項目でも失格数値基準を下回った場合、失格となる。
委員	2つのため池を点検されているが、その2つを選定した理由は何か。
県	規模が大きいもので、決壊したときの影響が大きいものを優先して選定している。
委員	変更契約の金額はどのような基準で算定しているのか。
県	地下のボーリングということで土質の想定が付かない部分があり、ある程度の想定により積算を行う。実際にボーリング調査を行って出てきた土質により単価が変わるため、その単価に施工延長を掛けて積算している。
委員	3者も低入札調査基準価格を下回ったことについて、どのような事情があるのか。
県	全国的に同内容の業務の発注が増えており、価格競争が厳しくなっていることが背景にあると考えられる。
委員	土質の問題で変更契約が必要であったということであれば、低入札にならなかったとしても変更契約が必要であったという

	ことか。
県	そのとおり。
委員	失格数値基準の県積算額については、事前に示しているのか。
県	県積算額は示していないが、基準比率は示している。

② 抽出事案 2

令和元年度寒河江南部地区用排水施設等整備事業第3工区工事

【建設工事／一般競争入札(条件付)／村山総合支庁産業経済部

西村山農村整備課】

委員	変更契約について、労務員の宿泊費や支保工の追加というのは積算の段階で考慮しなかったのか。
県	実際に工事が始まって精査したところ、コンクリートの風化が進んでいることが判明し、コンクリートのボリュームが増えたため、支保工を追加した。
委員	想定と異なる工事になったための増額ということか。
県	そのとおり。
委員	増額した金額の算定はどのように行っているのか。
県	コンクリートの増量や支保工については、数量を積算して算出している。 宿泊費については実績に伴う積算である。
委員	宿泊費というのは、元々その工事の人件費として考慮されているものだと思うが、追加で必要になったのはなぜか。
県	労働者を確保するために遠くから来ていただく場合、宿泊費については当初から見込んでいないので、実績にあわせて追加したもの。
委員	契約時点ではわからない内容なのか。
県	人件費は当初から積算しているが、宿泊の部分は見込んでいない。
委員	当初の積算の際に考慮しなかったので変更契約の際に考慮したということか。
県	そのとおり。
委員	増加金額の件で、一次下請業者も金額を変更しており、今回の増加額と一致しているので、下請業者への支払部分が今回増額になったのか。
県	そのとおり。
委員	入札時点では人件費を抑えて、落札してから変更するということになりかねないのでは。
委員	予定価格を事前公表している工事で、後で人件費が増加にな

	<p>るというのは適切なのか。</p>
<p>県</p>	<p>一般的に、入札する段階では県内で労働力を確保できるという ことで金額を算出することが多い。</p> <p>落札後、作業員を確保するという段階で、下請業者の都合が つかずにやむを得ず他県から来てもらうということはある。そ の時点で県と協議して内容を精査した上で認められれば増額す ることができるというルールになっている。</p>

③ 抽出事案 3

令和2年度米沢1地区水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）第1工区
工事

【建設工事／一般競争入札(条件付)／置賜総合支庁産業経済部農村整備課】

<p>委員</p>	<p>総合評価落札方式の評価項目で「企業の農業参入」というも のがあるが、どういうものを評価しているのか。</p>
<p>県</p>	<p>建設業者が農業分野に参入している場合に評価している。</p> <p>農業については、耕作者の高齢化や人口減少で農地の荒廃が 進むことが懸念されていることから、建設業者等別の分野から 農業に参入して営農していただくことで、農地が守られるとい う観点から評価している。</p>
<p>委員</p>	<p>企業としてもリスク分散という形で農業に参加するのは良い と思うが、農地の遊休化が進んでいる中で、改めて農地を整備 し直すことが農家だけでは難しいと思われるので、そういった ことをお手伝いすることによって加点するというものの方が、 広く喜ばれるのではないかと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>下請業者一覧表の中で、一次下請と二次下請とで工事完了検 査日が異なるのはなぜか。</p>
<p>県</p>	<p>元請業者が下請業者の施工した業務に対する検査日を記載し ているもの。</p>
<p>委員</p>	<p>一次下請の検査を行うのは県の担当者か。</p>
<p>県</p>	<p>元請業者が行う。県は完成した全体についての検査を行う。</p>
<p>委員</p>	<p>一次、二次、三次下請で検査日が同じになっていることがあ るが、元請業者が同じ日に検査するという設定している のか。</p>
<p>県</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>委員</p>	<p>入札参加資格確認申請者数が2者というのは、応札可能業者 が2者しかいないということか。</p>
<p>県</p>	<p>置賜総合支庁管内の土木一式工事においてA又はB等級に格 付されている業者が参加可能なので、59者が応札可能である。</p>

委員	変更契約の理由は何か。
県	今回の工事内容は、摩耗したコンクリート表面を洗浄してモルタルを吹き付けるもの。主な理由は、想定より摩耗が激しい区間が多く、吹付の歩掛と資材の量が増えたことによる変更。
委員	変更内容については、事前にチェックできなかったのか。
県	発注時には代表的なポイントで測定し、それが全体という想定で発注した。実際の工事で全線調査を行ったところ、普段は水が流れていて見られないところで摩耗が激しい区間が多いことがわかった。
委員	変更の理由としては、目視ではわからない区間が多かったということか。
県	そのとおり。
委員	今回の工事区間は全体の一部ということだが、その区間を選定した理由は何か。また、全線をまとめて発注しなかった理由は何か。
県	5月から9月中旬までは農業用水が通水しているため、その期間は工事ができない。工事期間はその後から3月くらいまでに限られ、その期間内で実施できる延長ということ。 また、5年間の事業期間を予定しており、補修を急ぐ部分から工事を実施している。
委員	下請報告書が複数提出されているが、どのようなタイミングで提出されるものか。
県	まず契約直後に下請の予定が提出され、その後、元請業者と下請業者とで調整をし、その都度提出いただき、最後に工事完成時に前回報告したものから変更がないということを報告いただいた。
委員	記載事項が何かしら変わるたびに提出されるということか。
県	そのとおり。

④ 抽出事案4

令和元年度（明許）道路改築事業（交付金・補正）主要地方道長井飯豊線道路改良工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／置賜総合支庁建設部

西置賜道路計画課】

委員	防雪柵を付けるために施工する補強土壁と元々の道路の基礎が干渉することが判明したため、変更が生じたのか。
県	そのとおり。
委員	入札参加資格確認申請が7者、入札が2者ということだが応

	札可能業者は何者か。
県	19者。
委員	入札参加者が減った理由は何か。
県	同時期に西置賜地域振興局管内だけでも27件の発注があり、様々な条件の中で検討した結果と考えている。
委員	本案件は予定価格事後公表の案件だが、落札業者以外のもう1者が予定価格を超えたことについて、何かわかることがあれば伺いたい。
県	可能性として、現場までのアクセスの関係や他の工事にも入札していると経費がかかってしまうということが考えられる。
委員	変更契約について、完成間近の時期に変更しているようだが、内容的には増額変更によるものか。
県	内容についてはそのとおり。 完成間近という点については、監督職員から指示書という形で指示をしており、最終的な変更契約についてはその時期に1回で行ったということ。
委員	完成間近に金額を提示したということではなく、完成前に変更契約をするという便宜的なところが含まれているのか。
県	そのとおり。 変更契約の手続きでは、図面を作成したりそれを取りまとめたりといった労力がかかるので、指示書を適切に使いながら進めさせていただいたもの。
委員	2者応札で、落札できなかった業者が下請で入っているようだが、通常あることか。
県	施工場所や工期や元請業者との関係もあるかと思うが、施工場所のある町付近の舗装工事については主に当該下請業者が行っているため、お願いしたものと思われる。

⑤ 抽出事案5

令和元年度（繰越）雪に強いみちづくり事業（交付金・強靱）主要地方道
余目加茂線防雪柵設置工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／庄内総合支庁建設部道路計画課】

委員	変更契約の理由は、当初434m施工する予定のところ、6m延長したことによるものか。
県	当工事では下水道への影響から、高さの違う防雪柵を路肩と法尻に使い分けて設置している。 防雪柵を設置しようとする位置の近くに下水道があるため、調査をしながら施工するという形をとった。防雪柵の設置位置

	の変更に伴う側溝の付け替えや舗装の復旧、下水道のテレカメ調査等が若干増えたもの。
委員	現場に近い4者だけが入札参加資格確認申請しているが、地元の業者しか入札しないのか。
県	現場に近い方が移動や資材運搬経費はかからない。防雪柵の設置工事はどうしても材料費の割合が高くなるので、そういった部分を検討したのではないかと思う。 また、防雪柵は郊外に設置することが多いので、現場近くに会社がないことが多いという事情もある。
委員	変更契約について、下水道があることは事前にわかることだと思うが、考慮せずに計画したということか。
県	下水道があることは事前に把握している。例えば、杭が打ち込まれたときに下水道そのものに当たらなくても、石などがおされて影響が出る場合があることから調査をしながら施工したということ。
委員	事前にその調査を組み込んで発注するというではないのか。
県	下水道の位置は概ねわかるが、影響があるかないかというのは施行しながら調査をしないとわからないので、例えば杭打ち作業で転石が有ることを確認したら設置位置を変えろというような調整をしながらということ。
委員	入札参加資格確認申請者数は4者ということだが、応札可能業者数は何者か。
県	53者。
委員	440mの工事ということだが、前後の区間は設置しないのか。
県	今回の工事が最終工区。
委員	工期が3月29日までとなっているが、防雪柵の設置工事ということで、もう少し早い時期とすることはできなかったのか。
県	可能なものは極力冬までに設置するようにしているが、工事を行う前には地質調査や測量、詳細設計等の作業が必要であり、全ての工区を冬までにということは難しい。

⑥ 抽出事案6

令和2年度災害復旧事業等調査費角川外河川災害調査・測量及び設計業務委託

【建設工事関連業務委託／随意契約／最上総合支庁建設部河川砂防課】

委員	今回被災場所に1番近い業者ということで出動要請を行ったということだが、要請を行う業者のリストがあるのか。
----	--

県	<p>リストがある。</p> <p>最上総合支庁の場合は、指名審査会において最上総合支庁管内、北村山地域振興局管内からそれぞれ6社ずつをあらかじめ選定しており、その中から現場に近い業者に優先的に要請するという取り決めをおこなっている。</p>
委員	<p>例えば土砂崩れで通行止めとなったような場合でも当該リストの業者に要請するのか。</p>
県	<p>通常の道路の清掃や維持管理について年間契約している業者がいるため、まずその業者にお願いするということになる。</p>
委員	<p>今回の事案は面積的に広い範囲だったから、あらかじめ選定した業者に要請したということか。</p>
県	<p>今回の事案は工事ではなく、災害査定を受けるための測量設計業務ということで、道路の維持管理のように日常的に依頼している業者がいないことから、災害のときに限って出動要請する必要がある。</p>
委員	<p>追加になるが、出動要請する際に距離が近い業者ということだが、規模によるランク付けはしていないのか。</p>
県	<p>災害対応能力があるということで選定しているため、ランク付けはしていない。</p>
委員	<p>7月30日付けで出動要請をされて、その内容としては事前調査、調査、設計、査定前・査定中の補助業務となっていて、その内容として随意契約を締結しているという理解でいいのか。</p>
県	<p>出動要請した段階では概算である。契約の段階では調査も煮詰まっており、災害査定に申請する箇所は確定しているという状況である。出動要請の段階では想定される最大規模の数字をあげながら、実際の契約の段階では実際の数字に近いところで契約している。</p>
委員	<p>内訳書などに災害調査がないが、災害調査というのは織り込んで契約しているということか。</p>
県	<p>内訳書には個別の項目として上げていないが、当然前段として現地調査は契約に含まれているということで対応している。</p>
委員	<p>増額の変更契約について説明いただきたい。</p>
県	<p>災害査定を受けた結果、国の査定官から設計の修正等を求められる場合がある。また、今回は新たに用地買収が必要なところもでてきたため、その測量等の増額をしたところ。</p> <p>時間的に非常に限られた中での業務となるため、最初から関わっている業者をお願いしないと処理できないということから増額という形をとらせていただいた。</p>
委員	<p>増額金額は県の算定基準に則って計算されているのか。</p>

県	そのとおり。
委員	履行期間が長くなっているのは、国の査定官に来てもらって修正等を求められたからという理解でいいのか。
県	そのとおり。 さらに、令和2年8月豪雨では被災箇所が多く、災害査定も10月12日の週から11月24日の週まで6回に分けて実施されたため、それに合わせて履行期間が長くなった。

4 その他

<建設企画課>

○談合情報1件に対する対応結果の報告（談合の事実が確認されなかったもの）